

## 設 立 趣 意

国は、平成19年に制定した「地域公共交通活性化再生法」を令和2年に改正し、『地域公共交通計画の策定を努力義務』としました。

また北海道（釧路・根室地域）においては、「釧路・根室地域公共交通活性化協議会」を令和4年7月に組織し、令和5年5月に「北海道釧路・根室地域公共交通計画」を策定しました。

羅臼町では、先般策定された「第8期羅臼町総合計画」において、「地域公共交通の充実」を前期重点施策と位置づけ、今後は新たな交通体系等の計画を策定することとしています。

以上のことから、羅臼町地域公共交通活性化協議会は、羅臼町の多くの町民が満足感の得られる移動手段の実現（目的）を目指し、地域の公共交通についての様々な協議をする場として、また「(仮称)羅臼町地域公共交通計画」を策定することを目標に設立します。

### 目 的

多くの町民が満足感の得られる移動手段の実現

「(仮称)羅臼町地域公共交通計画」を策定

### 目 標

地域の公共交通についての様々な協議をする場

**羅臼町地域公共交通活性化協議会**